

照湯に関する史料

佐藤 晓

別府市大字鶴見の小倉町の照湯は、御前湯・お茶屋の湯とかいい、旧森藩久留島領内の速見郡鶴見村にある。

照湯の創始については安部巖氏の『別府温泉湯治場大事典』にも明確に記載されていない。

森藩の記録は、森藩士の加藤海蔵の手になる『久留島藩記録』がある。この記録は加藤海蔵が在勤中に諸行事を整理記録した冊子である。加藤海蔵は、名は茂寛。加藤家の八代目にあたり、帆足万里の門弟の加藤賢成の祖父にあたる。

『久留島藩記録』の冊数は一〇八冊。その内に『御記録書抜』は八四冊である。その内、文化元年より十年まで二十冊（その内、一冊欠本。第一集と仮称）。文化一年より文政八年まで二十冊（第二集と仮称）。文政九年から天保六年までの二二冊（第三集と仮称）。天保七

年より弘化三年までの二三冊（第四集と仮称）の計八四冊である。かつて別府市誌の編纂と日出町誌の編纂の際に、この『御記録書抜』の一部を収録させていただいた。その中に、照湯に関する記録があるので、抜粋して紹介することにした。なおこの『久留島藩記録』は玖珠町教育委員会に保存されている。

天保十三年

寅十一月

定



〔森藩御記録書抜〕

天保十三年壬寅年

十一月七日

覚

御家老・御郡代・御用人・速見御代官ハ勿論 其外

役付・小役之者・御家中・三仲真之者共 鶴見照湯

并御料鐵輪湯治江相願罷越節 決而両庄屋役宅并

松川儀右衛門・小倉忠右衛門毛江止宿・逗留等致間

敷宿屋を相対ニ而借用致止宿可申候事

但、寺社奉行ハ加藤福太夫宅ニも致止宿間敷候事

〔以下略〕

（森藩御記録書抜・第四集卷十）

一、右之通被仰出候間、手堅相守可申者也

断書付致持參候者ハ 湯錢受取申間敷候

一、寺社之分ハ 定之湯錢請取可申事

一、御領内三郡在町之者共、其村役人、其町役人より之



一、鶴見照湯屋材木 左之場所ニ而園田宗六江見分致
せ 右之場所可宜旨申出候間 其通被仰付候

天保十四癸卯年

六月廿一日

覚

一、松元木

八本

但 末口 壱尺位

右之通 宇戸柿木道上之分ニ而

一、同

四拾本

但 末口 七寸位

右 今宿御山之内ニ而

此材木取高 左之通

貫 四拾五丁

四寸二壹寸 長サ壹丈四尺

同 九拾丁

右同断 長壹丈五尺

同 六拾丁

四寸二八步 長壹丈四尺

横木 六拾本

式寸ニ式寸四步 長壹丈四尺

同 八拾本

右同断 長壹丈五尺

同 百六拾本

長壹丈參尺

尋候処 壱寸板

四拾坪

間數を以願出候様申付候

七月廿一日

六月廿一日

照湯御普請役所

右之通願出候処 何間ニ何間と申所書不出候間、相

尋候処 四間二六間と歟申出候ニ付 此以後者家之

間數を以願出候様申付候

貫

七步板

百九拾五丁

三拾式坪

たる木

三百丁

一、塹柱

拾壹本

板

壹寸

但長九尺
四寸角

七歩

合七拾貳坪

但五寸六步四寸
拾七間

たる木

貳百本

式寸ニ式寸四步
長六尺七寸

但長壹丈壹尺
五寸二六寸

同

八拾本

右同断

長九尺

但長壹丈壹尺
五寸二六寸

數居

貳拾丁

式寸五步と五寸

長九尺

但長壹丈壹尺
五寸二六寸

入口

三拾貳丁

右同断

長五尺五寸

但長壹丈壹尺
五寸二六寸

鴨居

拾丁

式寸式分と五寸

長壹間物

但長壹丈壹尺
五寸二六寸

たる木

貳百八拾本

鴨居・入口數居共
六拾貳本

九月九日

一、照湯宿屋新規建方材木積出 左之通

一、本柱

式拾本

但長 壱丈五尺六寸

五寸角

一、本柱

拾五本

但長 壱丈

五寸角

一、縁桁

貳丁

一、同

但長

七尺五寸

五寸二壹尺

一、同

但長

七尺五寸

五寸二壹尺

一、二階大引

但長

壹丈四尺

壹丁

一、床ねた

但長

壹丈四尺

九丁

但 長 五寸二七寸

拾三間

一、二階板・床板共

三拾坪

一、つま梁

式本

一、ひさし屋根裏板

拾三坪

一、梁

四本

但 五步

一、紅梁

式本

一、入口

三拾武丁

一、本桁

式本

但 壱間物

五寸二式寸五步

一、但 長 武丈壹尺

式本

右之分当所御山ニ而奉願候。速見

閏九月朔日

一、但 長 三丈六尺

式本

右之分玖珠生山ニ而奉願候。

八月一日

一、但 長 六寸二七寸

式本

三拾六丁

(森藩御記録書抜・第四集卷廿三)

一、さす

式本

但 長 壱丈七尺

十間

一、但 長 六寸二七寸

式本

天保十四癸卯年

右之分當所御山ニ而奉願候。

速見

八月一日

一、貫

式本

三拾六丁

一、但 長 壱丈四尺

式本

忠 右 衛 門

一、同

式本

小倉

一、但 長 壱丈五寸

式本

右四日市村茂助永住相願候ニ付 同人仕立照湯敷端

一、ひさし垂木

式本

二五間ニ式間半之家作願 御所楠・あすならふ悪木

一、但 長 七尺武寸二式寸四步

式本

式本伐取不申候而ハ地形難相成候間 右式本伐取

且又右敷段々御用ニ御伐拂跡ニ而三本計も残居候間

外仕立ニ御見替被下候様願出候處 願之通被仰付候

(森藩御記録書抜・第四集卷六)

天保十四年

十一月十二日

一、照湯御本柱

拾式本

但 六寸角

壹丈六尺もの

右之分 真ニ腐り入御用ニ立不申

代木願出候

一、同所湯樋木

五拾間

此杉木式拾五本程願出ル

右両様共相伺候処

下山奉行差出 弥相違も無之

候ハマ相渡可申旨御沙汰ニ付

其段申付 宿利忠

治明日差出候事

(森藩御記録書抜・第四集卷廿二)



一、鶴見照湯御普請所より左之通書付差出候
一、蒸湯屋根板
但 厚サ式寸五分
七坪

一、棟木

但 壱尺二八寸

長サ式間
武本

右ハ次ニ蒸風呂式ケ所仕立候ニ付 右之材木御渡被下
候様願出ニ付 相渡候段 下山奉行申出候

正月十九日

足輕

田 代 房 平

右ハ鶴見照湯御用ニ付 江戸表立帰リ被仰付 今朝

出立いたし候

(森藩御記録書抜・第四集卷廿二)



天保十五甲辰年

正月七日

天保十五甲辰年

正月廿七日

長尾盛藏

天保十五甲辰年

三月九日

実相寺

右ハ先日手嶋芳策照湯御用ニ付 同所ニ罷出候途中
騎馬相願 右馬鶴見村方へ一宿仕候処 盛藏引出し
乗廻り候由 御馬屋より差留候処法外之事申出候由
御馬預り今井十郎より届出候。不届之儀ニ付取調候
様御代官へ申達候

(森藩御記録書抜・第四集卷廿一)

◇
照湯薬師堂建立ニ付 玖珠郡中日々廻り之義願出
明日より廻り之届有之候処 六部躰之者雇差出候趣
ニ付 御家中右躰之者廻り御差留之義ニ付 在町計
廻り候安楽寺へ申す達候

天保十五年

二月十六日

天保十五年

十月十五日

一、照湯御普請ニ付 出役之者一口喰捨リ六文不足ニ而
御取替願出候向ハ 取替被仰付 銘々高ニ応し追而
月割年賦ニ被仰付候

一、同断專三之儀ハ 是迄之場所ニ而致興行候様 同所
御普請も右御運上銀より外ニ日當も無之候間 早々
取掛り候様 向々江可相達候旨被仰付候

(森藩御記録書抜・第四集卷廿二)

(森藩御記録書抜・第四集卷廿二)

罷帰り候

◇

弘化二乙巳年

四月五日

一、鶴見御普請願所より左之通申越候

四月三日五ッ半時より風起り 夜二入強く大工木屋
并日付着到木屋共不残吹倒し 屋根拔四十餘り吹散

し候段届申越候 右ニ付早速以前ノ通取上候様申遺
候

(森藩御記録書抜・第四集卷十)

◇

弘化三丙午年

三月十三日

一、昨夜江戸飛船御用便嫡候処 左之御届上申之段申來
御勘定奉行久須美士佐守様へ御留守居介朝山岩之助
持參。

鶴見照湯住居

清 左 衛 門

覚

右ハ不届之筋有之溜牢預被仰付置候処、此度前軀住
居無御構段被仰付候。

(森藩御記録書抜・第四集卷廿一)

一、伊豫守於領分 新雜賣又者 照湯普請材木入札講
其外名目を附 富専三軀之儀 伊豫守者勿論於役

◇

弘化二乙巳年

十月廿一日

手 嶋 芳 策

右ハ兼而願直候医術為修行 明日罷越候段御届申出
御帳ニ留ル。

(森藩御記録書抜・第四集卷十三)

◇

弘化二乙巳年
四月十九日

一、

右ハ不届之筋有之溜牢預被仰付置候処、此度前軀住
居無御構段被仰付候。

人共も承り届差免候義ハ決而無御座候 且又、手
嶋芳策ト申者 領分豊後国速見郡鶴見村ニ往古よ
り照湯ト申温泉場御座候処 先年より毎度山水ニ
而其辺之田畑初 温泉場洗絶候ニ付 右場所水損
并湯場修補申付差出置候処 自分下役之者一同於
其場所不束之儀御座候間 同人并ニ下役之者兩人
旧冬十月永之暇差遣 領分中構申付候旨 在所表
より申差越候 此段御尋に付申上候 以上

御名

二月廿日

朝 山 岩 之 助

(森藩御記録書抜・第四集卷一)



弘化二年乙巳年

四月五日

一、鶴見御普請所より左之通申越候

四月三日五ツ半時より風起り、夜ニ入強く大工木屋
并目付着到木屋共不残吹倒し 屋根拔四十餘り吹散
し候段屆申越候 右ニ付早速以前ノ通取上候様申遺
候

(森藩御記録書抜・第四集卷九)